光トポグラフィーの施設基準に係る届出書添付書類

1	1 光ト7	ゖ゚ヷ゙゙゙ヺ゙	フィー	を質定す	るため	の届出等

	行っ光トボクラフ 症状の継別診断の補					▼休制を及	*保すスため	
① 抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用する場合であって、地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合								
② 抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するものであって、①以外の場合								
③ 適合していない場合には所定点数の100分の80に相当する点数により算定することとなる施設基準								
(2) 届出	! 種別							
•新 — 共		(実績期間	年	月~	年	月)		
• 再 度		(実績期間	年	月~	年	月)		
	設による届出 ¦年月日	(実績期間 年 月	年 日	月~	年	月)		
	1 十月口 							
	5 砂煤件石(爬改基件	に保る保防料石で記	: 八 9 ること。)					
(5) 当該	療法を5例以上実施	施した経験を有す。 ・	る常勤の精神保	健指定医0	氏名	等(2名	以上)	
診療科名	常勤の精神保健指別 の氏 名	定医 勤務時間	当該療法の 経験症例数	指定番号	글 :	ンターが実	神経医療研究セ 施している研修 無(1名以上)	
		時間	例			有	• 無	
		時間	例			有	• 無	
		時間	例			有	• 無	
(6) 神経内科又は脳神経外科の常勤医師の氏名等								
診療	 京科名	常勤日	常勤医師の氏名			勤務時間		
							時間	
(7) 常勤	の臨床検査技師の	氏名等						
	常勤の臨	床検査技師の氏名	1			勤務	時間	
							時間	
(8) 保守	*管理の計画		有	· 無				
(9) 施設共同利用率の算定								
① 当該検査機器を使用した全患者数 ② 当該検査機器の共同利用を目的として他の保険医療機関からの依頼により検								
② 当該検査機器の共同利用を目的として他の保険医療機関からの依頼により検 査を行った患者数 名								
③ 特別の関係にある保険医療機関間での紹介の場合及び検査を実施する保険医								
療機関へ転医目的で紹介された場合に該当する患者数 <u>名</u> ④ 施設共同利用率 = (②-③) / (①-③) × 1 0 0								
④ 施設共	:同利用率 = (2)-	-(3) / ((1)-(3))	×100			=	%	

2 「イ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合」の実績に係る要件

	精神科救急医療体制整備事業で該当する施設を選択		□ 常時対応型精神科救急医療施設		
(4)			□ 身体合併症対応施設		
(1)			□ 地域搬送受入対応施設		
			□ 身体合併症後方搬送対応施設		
	dr±.	ᄴᄭᄡᄼᇋᇠᅛᄲᄬᄲᅕᄣ ᆽᆉᄱᆠᄀᄮᄝᄱ	□ 輪番対応型精神科救急医療施設		
	精	神科救急医療体制整備事業で該当する施設を選択	□ 協力施設		
		① 当該病院の時間外、休日又は深夜における入院件	数	件(≧4件)	
(2)			のうち、精神科救急情報センター、救急医療情報センター、救命救センター、一般医療機関、都道府県、市町村、保健所、警察、消防 改急車)等からの依頼件数		
		② 当該病院の時間外、休日又は深夜における外来対	応件数	件(≧10件)	
		②のうち、精神科救急情報センター、救急医療情報急センター、一般医療機関、都道府県、市町村、保保(救急車)等からの依頼件数(夜間、休日又は深夜以含む。)。	建所、警察、消防	件	
(3)	③ 深っか	回(≧6回)			
		当該病院の常勤の精神保健指定医が、都道府県等にt を行った回数	回(≧1回)		

[記載上の注意]

- 1 「1」の(2)及び(9)は、特掲施設基準通知第2の4の(2)に定める共同利用率に係るものであること。
- 2 「D236-2」の「1」脳外科手術の術前検査に使用するもののみを実施する病院は、「1」の(1)、(2)、(3)及び(9)のみを記載すること。
- 3 「1」の(5)、(6)及び(7)の職員の勤務時間について、就業規則等に定める週あたり の所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 4 「1」の(5)については当該症例一覧(実施年月日、患者性別、年齢、主病名)を別添2の様 式 52 により添付すること。
- 5 「1」の(5)の精神保健指定医について、指定番号を記載すること。また、研修を修了してい る場合は、修了証等の写しを添付すること。
- 6 「1」の(8)について、当該検査に用いる機器の保守管理の計画を添付すること。
- 7 「1」の(9)について
 - (1) ④による施設利用率が20%以上であること。
 - (2) 20%未満である場合には、それぞれの所定点数の80/100に相当する点数により算定するものであるが、当該検査を算定するにあたっては当該届出の必要はあること。
 - (3) 「D236-2」の「1」脳外科手術の術前検査に使用するものと「2」抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するものの患者数の総数によって算出する。
- 8 「イ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合」を届け出る場合、当該病院又は当該病院の常勤の精神保健指定医の届出前直近1年間の実績を記載し、「2」の(1)、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たすこと。具体的には、(2)の場合、当該病院が精神科救急医療体制整備事業のいずれかの施設に該当し①又は②の要件を満たし、(3)の場合、③又は④の要件を満たすこと。実績等については、照会に対し速やかに回答できるように医療機関で保管すること。